

申請番組名	審査項目	1 資金調達の適正性及び確実性	2 収支の適正性及び確実性	3 放送番組の制作及び調達等
A番組	<ul style="list-style-type: none"> 事業開始までに要する資金の額: 56,826千円 なお、既に字幕放送、災害放送に係る設備を保有している等の事情により、特段の初期費用は不要。 資金調達の方法: 現預金 確実性を証明する書類: 預金残高証明書 	<ul style="list-style-type: none"> 収支の算出根拠: 番組編成が申請番組と同様の編成である衛星一般放送の既存番組の実績により事業計画を作成。また、より充実した放送(字幕放送、災害放送)を行うために必要な運用費用について、番組制作費、番組購入費に計上。 業務の維持確実性: 営業利益の黒字化達成時期は、事業開始後2年目。 	<ul style="list-style-type: none"> 放送番組の制作及び調達の確実性 放送番組を確実に制作又は調達できる放送時間の合計時間について、1週間当たりの総放送時間に占める割合は100% (自社制作の割合2.4% 他社から調達する番組の割合97.6%) 番組審議会の開催 過去1年間の開催実績: 1回 放送開始後1年間の開催計画: 1回以上 	
B番組	<ul style="list-style-type: none"> 事業開始までに要する資金の額: 22,626千円 また、より充実した放送(災害放送)を行うために必要な初期費用について、設備費に計上されている。 なお、既に字幕放送に係る設備を保有している等の事情により、特段の初期費用は不要。 資金調達の方法: 出資金 確実性を証明する書類: 株式引受承諾書の写し等 	<ul style="list-style-type: none"> 収支の算出根拠: 番組編成が申請番組と同様の編成である衛星一般放送の既存番組の実績により事業計画を作成。また、より充実した放送(字幕放送、災害放送)を行うために必要な運用費用について、番組購入費、技術費に計上。 業務の維持確実性: 営業利益の黒字化達成時期は、事業開始後2年目。 	<ul style="list-style-type: none"> 放送番組の制作及び調達の確実性 放送番組を確実に制作又は調達できる放送時間の合計時間について、1週間当たりの総放送時間に占める割合は100%。 (自社制作の割合0.0% 他社から調達する番組の割合100%) 番組審議会の開催 過去1年間の開催実績: 2回 放送開始後1年間の開催計画: 2回 	
C番組	<ul style="list-style-type: none"> 事業開始までに要する資金の額: 21,826千円 なお、既に字幕放送、災害放送に係る設備を保有している等の事情により、特段の初期費用は不要。 資金調達の方法: 現預金 確実性を証明する書類: 預金残高証明書 	<ul style="list-style-type: none"> 収支の算出根拠: 番組編成が申請番組と同様の編成である衛星一般放送の既存番組の実績により事業計画を作成。また、より充実した放送(字幕放送、災害放送)を行うために必要な運用費用について、放送費に計上。 業務の維持確実性: 営業利益の黒字化達成時期は、事業開始後2年目。 	<ul style="list-style-type: none"> 放送番組の制作及び調達の確実性 放送番組を確実に制作又は調達できる放送時間の合計時間について、1週間当たりの総放送時間に占める割合は94.0% (自社制作の割合94.0% 他社から調達する番組の割合0.0%) 番組審議会の開催 過去1年間の開催実績: 4回 放送開始後1年間の開催計画: 4回 	
D番組	<ul style="list-style-type: none"> 事業開始までに要する資金の額: 49,426千円 また、より充実した放送(字幕放送、災害放送)を行うために必要な初期費用について、設備費に計上されている。 資金調達の方法: 資本金、利益剰余金 確実性を証明する書類: 最近の決算期における貸借対照表 	<ul style="list-style-type: none"> 収支の算出根拠: 番組編成が申請番組と同様の編成である衛星一般放送において放送されていた番組の実績により事業計画を作成。また、より充実した放送(字幕放送、災害放送)を行うために必要な運用費用については、番組制作費に計上。 業務の維持確実性: 営業利益の黒字化達成時期は、事業開始後2年目。 	<ul style="list-style-type: none"> 放送番組の制作及び調達の確実性 放送番組を確実に制作又は調達できる放送時間の合計時間について、1週間当たりの総放送時間に占める割合は100% (自社制作の割合4.2% 他社から調達する番組の割合95.8%) 番組審議会の開催 過去1年間の開催実績: 1回 放送開始後1年間の開催計画: 2回 	
E番組	<ul style="list-style-type: none"> 事業開始までに要する資金の額: 123,960千円 また、より充実した放送(字幕放送、災害放送)を行うために必要な初期費用について、設備費に計上されている。 資金調達の方法: 資本金、出資金又は借入金 確実性を証明する書類: 融資証明書等 	<ul style="list-style-type: none"> 収支の算出根拠: 番組編成の一部が申請番組と同様の編成である衛星基幹放送の既存番組の実績を参考に事業計画を作成。また、より充実した放送(字幕放送、災害放送)を行うために必要な運用費用について、番組制作費、番組購入費、技術費に計上。 業務の維持確実性: 営業利益の黒字化達成時期は、事業開始後1年目。 	<ul style="list-style-type: none"> 放送番組の制作及び調達の確実性 放送番組を確実に制作又は調達できる放送時間の合計時間について、1週間当たりの総放送時間に占める割合は100%。 (自社制作の割合0.0% 他社から調達する番組の割合100%) 番組審議会の開催 過去1年間の開催実績: 2回 放送開始後1年間の開催計画: 2回 	
F番組	<ul style="list-style-type: none"> 事業開始までに要する資金の額: 21,826千円 なお、既に字幕放送、災害放送に係る設備を保有している等の事情により、特段の初期費用は不要。 資金調達の方法: 現預金 確実性を証明する書類: 預金残高証明書 	<ul style="list-style-type: none"> 収支の算出根拠: 番組編成が申請番組と同様の編成である衛星一般放送の既存番組の実績により事業計画を作成。また、より充実した放送(字幕放送、災害放送)を行うために必要な運用費用について、番組制作費、技術費に計上。 業務の維持確実性: 営業利益の黒字化達成時期は、事業開始後2年目。 	<ul style="list-style-type: none"> 放送番組の制作及び調達の確実性 放送番組を確実に制作又は調達できる放送時間の合計時間について、1週間当たりの総放送時間に占める割合は97.9% (自社制作の割合71.1% 他社から調達する番組の割合26.8%) 番組審議会の開催 過去1年間の開催実績: 2回 放送開始後1年間の開催計画: 2回 	
G番組	<ul style="list-style-type: none"> 事業開始までに要する資金の額: 22,626千円 また、より充実した放送(災害放送)を行うために必要な初期費用について、設備費に計上されている。 なお、既に字幕放送に係る設備を保有している等の事情により、特段の初期費用は不要。 資金調達の方法: 現預金 確実性を証明する書類: 預金残高証明書 	<ul style="list-style-type: none"> 収支の算出根拠: 番組編成が申請番組と同様の編成である衛星一般放送の既存番組の実績により事業計画を作成。また、より充実した放送(字幕放送、災害放送)を行うために必要な初期費用について、番組購入費、技術費に計上。 業務の維持確実性: 営業利益の黒字化達成時期は、事業開始後1年目。 	<ul style="list-style-type: none"> 放送番組の制作及び調達の確実性 放送番組を確実に制作又は調達できる放送時間の合計時間について、1週間当たりの総放送時間に占める割合は100%。 (自社制作の割合0.0% 他社から調達する番組の割合 100%) 番組審議会の開催 過去1年間の開催実績: 2回 放送開始後1年間の開催計画: 2回 	
H番組	<ul style="list-style-type: none"> 事業開始までに要する資金の額: 23,426千円 また、より充実した放送(災害放送)を行うために必要な初期費用について、設備費に計上されている。 なお、既に字幕放送に係る設備を保有している等の事情により、特段の初期費用は不要。 資金調達の方法: 借入金 確実性を証明する書類: 融資証明書 	<ul style="list-style-type: none"> 収支の算出根拠: 番組編成が申請番組と同様の編成である衛星一般放送の既存番組の実績により事業計画を作成。また、より充実した放送(字幕放送、災害放送)を行うために必要な運用費用について、番組購入費、技術費に計上。 業務の維持確実性: 営業利益の黒字化達成時期は、事業開始後2年目。 	<ul style="list-style-type: none"> 放送番組の制作及び調達の確実性 放送番組を確実に制作又は調達できる放送時間の合計時間について、1週間当たりの総放送時間に占める割合は100%。 (自社制作の割合0.0% 他社から調達する番組の割合 100%) 番組審議会の開催 過去1年間の開催実績: 0回 放送開始後1年間の開催計画: 2回 	
I番組	<ul style="list-style-type: none"> 事業開始までに要する資金の額: 22,879千円 また、より充実した放送(字幕放送、災害放送)を行うために必要な初期費用について、設備費に計上されている。 資金調達の方法: 借入金 確実性を証明する書類: 融資証明書 	<ul style="list-style-type: none"> 収支の算出根拠: 番組編成が申請番組と同様の編成である衛星一般放送の既存番組の実績により事業計画を作成。また、より充実した放送(字幕放送、災害放送)を行うために必要な運用費用については、番組購入費、技術費に計上。 業務の維持確実性: 営業利益の黒字化達成時期は、事業開始後3年目。 	<ul style="list-style-type: none"> 放送番組の制作及び調達の確実性 放送番組を確実に制作又は調達できる放送時間の合計時間について、1週間当たりの総放送時間に占める割合は100% (自社制作の割合22.1% 他社から調達する番組の割合77.9%) 番組審議会の開催 過去1年間の開催実績: 0回 放送開始後1年間の開催計画: 2回 	
J番組	<ul style="list-style-type: none"> 事業開始までに要する資金の額: 201,826千円 なお、既に字幕放送、災害放送に係る設備を保有している等の事情により、特段の初期費用は不要。 資金調達の方法: 現預金 確実性を証明する書類: 預金残高証明書 	<ul style="list-style-type: none"> 収支の算出根拠: 番組編成の一部が申請番組と同様の編成である衛星一般放送の既存番組の実績を参考に事業計画を作成。また、より充実した放送(字幕放送、災害放送)を行うために必要な運用費用については、技術費に計上。 業務の維持確実性: 営業利益の黒字化達成時期は、事業開始後1年目。 	<ul style="list-style-type: none"> 放送番組の制作及び調達の確実性 放送番組を確実に制作又は調達できる放送時間の合計時間について、1週間当たりの総放送時間に占める割合は100% (自社制作の割合100% 他社から調達する番組の割合0.0%) 番組審議会の開催 放送法上、放送番組審議機関の設置の適用除外となる放送番組。 	
評価の考え方	<p>1) いずれの申請番組も、より充実した放送を行うために必要な初期費用については「設備費等に計上」又は「既に設備を保有しているため不要」のいずれかであり、資金調達計画の適正性に差は無いと判断。</p> <p>2) いずれの申請番組も、資金の調達方法について現預金、増資・融資等の方法を明記し、その証拠書類も添付されており、計画の確実性に差は無いと判断。</p> <p>この結果、申請番組間に差は無いと評価した。</p>	<p>1) いずれの申請番組も、より充実した放送を行うために必要な費用を技術費等に計上しており、費用算出の適正性に差は無いと判断。</p> <p>2) いずれの申請番組も、事業収支に関し既存番組の実績等に基づき一定の合理性ある積算を実施。その適正性に差は無いと判断。</p> <p>3) 申請番組に係る事業計画については、「営業利益が事業開始後5年以内に黒字化達成」、若しくは、「黒字化はしないが事業開始後5年間営業利益は上昇傾向」、又は「事業開始後5年間収支均衡」、のいずれかとなっており、業務の維持確実性の差は無いと判断。</p> <p>この結果、申請番組間に差は無いと評価した。</p>	<p>1) 放送番組を確実に制作できる放送時間と、確実に調達できる放送時間の合計時間が総放送時間に占める割合が100%である申請番組を優位と判断した。</p> <p>2) 過去1年間に、番組審議会の開催実績がある申請番組を優位と判断した。</p> <p>この結果、上記1)及び2)の双方を満たす14番組を優位と評価した。</p>	

申請番組名	審査項目	1 資金調達 の適正性及び確実性	2 収支 の適正性及び確実性	3 放送番組 の制作及び調達等
K番組	<ul style="list-style-type: none"> 事業開始までに要する資金の額: 21,826千円 なお、既に字幕放送、災害放送に係る設備を保有している等の事情により、特段の初期費用は不要。 資金調達の方法: 借入金 確実性を証明する書類: 融資証明書 	<ul style="list-style-type: none"> 収支の算出根拠: 番組編成が申請番組と同様の編成である衛星一般放送の既存番組の実績により事業計画を作成。また、より充実した放送(字幕放送、災害放送)を行うために必要な運用費用について、番組制作費、技術費に計上。 業務の維持確実性: 営業利益の黒字化達成時期は、事業開始後2年目。 	<ul style="list-style-type: none"> 放送番組の制作及び調達の確実性 放送番組を確実に制作又は調達できる放送時間の合計時間について、1週間当たりの総放送時間に占める割合は92.4%。(自社制作の割合20.0% 他社から調達する番組の割合 72.4%) 番組審議会の開催 過去1年間の開催実績: 1回 放送開始後1年間の開催計画: 2回 	
L番組	<ul style="list-style-type: none"> 事業開始までに要する資金の額: 73,756千円 また、より充実した放送(災害放送)を行うために必要な初期費用について、設備費に計上されている。 なお、既に字幕放送に係る設備を保有している等の事情により、特段の初期費用は不要。 資金調達の方法: 現預金 確実性を証明する書類: 預金残高証明書 	<ul style="list-style-type: none"> 収支の算出根拠: 番組編成が申請番組と同様の編成である衛星一般放送の既存番組の実績により事業計画を作成。また、より充実した放送(字幕放送、災害放送)を行うために必要な運用費用について、番組制作費、技術費に計上。 業務の維持確実性: 営業利益の黒字化達成時期は、事業開始後2年目。 	<ul style="list-style-type: none"> 放送番組の制作及び調達の確実性 放送番組を確実に制作又は調達できる放送時間の合計時間について、1週間当たりの総放送時間に占める割合は100% (自社制作の割合24.0% 他社から調達する番組の割合76.0%) 番組審議会の開催 過去1年間の開催実績: 1回 放送開始後1年間の開催計画: 2回 	
M番組	<ul style="list-style-type: none"> 事業開始までに要する資金の額: 237,150千円 また、より充実した放送(災害放送)を行うために必要な初期費用について、設備費に計上されている。 また、より充実した放送(字幕放送)を行うために必要な初期費用について、設備費に計上されている。 なお、既に字幕放送に係る設備を保有している等の事情により、特段の初期費用は不要。 資金調達の方法: 出資金 確実性を証明する書類: 株式引受承諾書 	<ul style="list-style-type: none"> 収支の算出根拠: 番組編成が申請番組と同様の編成である衛星一般放送の既存番組の実績により事業計画を作成。また、より充実した放送(字幕放送、災害放送)を行うために必要な運用費用については、番組購入費、技術費に計上。 業務の維持確実性: 営業利益の黒字化達成時期は、事業開始後2年目。 	<ul style="list-style-type: none"> 放送番組の制作及び調達の確実性 放送番組を確実に制作又は調達できる放送時間の合計時間について、1週間当たりの総放送時間に占める割合は100% (自社制作の割合0.0% 他社から調達する番組の割合100%) 番組審議会の開催 過去1年間の開催実績: 4回 放送開始後1年間の開催計画: 2回 	
N番組	<ul style="list-style-type: none"> 事業開始までに要する資金の額: 22,626千円 また、より充実した放送(災害放送)を行うために必要な初期費用について、設備費に計上されている。 なお、既に字幕放送に係る設備を保有している等の事情により、特段の初期費用は不要。 資金調達の方法: 出資金 確実性を証明する書類: 株式引受承諾書の写し等 	<ul style="list-style-type: none"> 収支の算出根拠: 番組編成が申請番組と同様の編成である衛星基幹放送の既存番組の実績により事業計画を作成。また、より充実した放送(字幕放送、災害放送)を行うために必要な運用費用について、番組購入費、技術費に計上。 業務の維持確実性: 営業利益の黒字化達成時期は、事業開始後2年目。 	<ul style="list-style-type: none"> 放送番組の制作及び調達の確実性 放送番組を確実に制作又は調達できる放送時間の合計時間について、1週間当たりの総放送時間に占める割合は100%。(自社制作の割合0.0% 他社から調達する番組の割合100%) 番組審議会の開催 過去1年間の開催実績: 2回 放送開始後1年間の開催計画: 2回 	
O番組	<ul style="list-style-type: none"> 事業開始までに要する資金の額: 22,666千円 また、より充実した放送(字幕放送)を行うために必要な初期費用について、設備費に計上されている。 なお、既に災害放送に係る設備を保有している等の事情により、特段の初期費用は不要。 資金調達の方法: 現預金等 確実性を証明する書類: 預金残高証明書等 	<ul style="list-style-type: none"> 収支の算出根拠: 番組編成が申請番組と同様の編成である衛星一般放送の既存番組の実績により事業計画を作成。また、より充実した放送(字幕放送、災害放送)を行うために必要な運用費用について、番組購入費、技術費に計上。 業務の維持確実性: 営業利益の黒字化達成時期は、事業開始後1年目。 	<ul style="list-style-type: none"> 放送番組の制作及び調達の確実性 放送番組を確実に制作又は調達できる放送時間の合計時間について、1週間当たりの総放送時間に占める割合は100%。(自社制作の割合10.1% 他社から調達する番組の割合 89.9%) 番組審議会の開催 過去1年間の開催実績: 2回 放送開始後1年間の開催計画: 2回 	
P番組	<ul style="list-style-type: none"> 事業開始までに要する資金の額: 不要 東経110度CS放送の放送事業者であり、トランスポンダ保証金等の初期費用は不要。 また、既に字幕放送、災害放送に係る設備を保有している等の事情により、特段の初期費用は不要。 資金調達の方法: ー 	<ul style="list-style-type: none"> 収支の算出根拠: 番組編成が申請番組と同様の編成である衛星一般放送の既存番組の実績により事業計画を作成。また、より充実した放送(字幕放送、災害放送)を行うために必要な運用費用について、技術費、放送費に計上。 業務の維持確実性: 営業利益の黒字化達成時期は、事業開始後2年目。 	<ul style="list-style-type: none"> 放送番組の制作及び調達の確実性 放送番組を確実に制作又は調達できる放送時間の合計時間について、1週間当たりの総放送時間に占める割合は100% (自社制作の割合0.0% 他社から調達する番組の割合100%) 番組審議会の開催 過去1年間の開催実績: 1回 放送開始後1年間の開催計画: 2回 	
Q番組	<ul style="list-style-type: none"> 事業開始までに要する資金の額: 60,226千円 また、より充実した放送(字幕放送)を行うために必要な初期費用について、設備費に計上されている。 なお、既に災害放送に係る設備を保有している等の事情により、特段の初期費用は不要。 資金調達の方法: 借入金 確実性を証明する書類: 融資証明書 	<ul style="list-style-type: none"> 収支の算出根拠: 番組編成の一部が申請番組と同様の編成である衛星一般放送の既存番組及び番組編成の一部が申請番組と同様の編成である衛星基幹放送の既存番組の実績を参考に事業計画を作成。また、より充実した放送(字幕放送、災害放送)を行うために必要な運用費用について、番組制作費、技術費に計上。 業務の維持確実性: 営業利益の黒字化達成時期は、事業開始後2年目。 	<ul style="list-style-type: none"> 放送番組の制作及び調達の確実性 放送番組を確実に制作又は調達できる放送時間の合計時間について、1週間当たりの総放送時間に占める割合は100% (自社制作の割合0.0% 他社から調達する番組の割合100%) 番組審議会の開催 過去1年間の開催実績: 2回 放送開始後1年間の開催計画: 2回 	
R番組	<ul style="list-style-type: none"> 事業開始までに要する資金の額: 22,626千円 また、より充実した放送(災害放送)を行うために必要な初期費用について、設備費に計上されている。 なお、既に字幕放送に係る設備を保有している等の事情により、特段の初期費用は不要。 資金調達の方法: 出資金 確実性を証明する書類: 株式引受承諾書の写し等 	<ul style="list-style-type: none"> 収支の算出根拠: 番組編成が申請番組と同様の編成である衛星一般放送の既存番組の実績により事業計画を作成。また、より充実した放送(字幕放送、災害放送)を行うために必要な運用費用について、番組購入費、技術費に計上。 業務の維持確実性: 営業利益の黒字化達成時期は、事業開始後2年目。 	<ul style="list-style-type: none"> 放送番組の制作及び調達の確実性 放送番組を確実に制作又は調達できる放送時間の合計時間について、1週間当たりの総放送時間に占める割合は100%。(自社制作の割合0.0% 他社から調達する番組の割合100%) 番組審議会の開催 過去1年間の開催実績: 2回 放送開始後1年間の開催計画: 2回 	
S番組	<ul style="list-style-type: none"> 事業開始までに要する資金の額: 22,326千円 なお、既に字幕放送、災害放送に係る設備を保有している等の事情により、特段の初期費用は不要。 資金調達の方法: 現預金 確実性を証明する書類: 預金残高証明書 	<ul style="list-style-type: none"> 収支の算出根拠: 番組編成の一部が申請番組と同様の編成である衛星一般放送の既存番組の実績を参考に事業計画を作成。また、より充実した放送(字幕放送、災害放送)を行うために必要な運用費用について、番組制作費、技術費に計上。 業務の維持確実性: 営業利益が2年目以降毎年増加。 	<ul style="list-style-type: none"> 放送番組の制作及び調達の確実性 放送番組を確実に制作又は調達できる放送時間の合計時間について、1週間当たりの総放送時間に占める割合は100%。(自社制作の割合67.9% 他社から調達する番組の割合 32.1%) 番組審議会の開催 過去1年間の開催実績: 2回 放送開始後1年間の開催計画: 2回 	
評価の考え方	<p>1) いずれの申請番組も、より充実した放送を行うために必要な初期費用については「設備費等に計上」又は「既に設備を保有しているため不要」のいずれかであり、資金調達計画の適正性に差は無いと判断。</p> <p>2) いずれの申請番組も、資金の調達方法について現預金、増資・融資等の方法を明記し、その証拠書類も添付されており、計画の確実性に差は無いと判断。</p> <p>この結果、申請番組間に差は無いと評価した。</p>	<p>1) いずれの申請番組も、より充実した放送を行うために必要な費用を技術費等に計上しており、費用算出の適正性に差は無いと判断。</p> <p>2) いずれの申請番組も、事業収支に関し既存番組の実績等に基づき一定の合理性ある積算を実施。その適正性に差は無いと判断。</p> <p>3) 申請番組に係る事業計画については、「営業利益が事業開始後5年以内に黒字化達成」、若しくは、「黒字化はしないが事業開始後5年間営業利益は上昇傾向」、又は「事業開始後5年間収支均衡」、のいずれかとなっており、業務の維持確実性の差は無いと判断。</p> <p>この結果、申請番組間に差は無いと評価した。</p>	<p>1) 放送番組を確実に制作できる放送時間と、確実に調達できる放送時間の合計時間が総放送時間に占める割合が100%である申請番組を優位と判断した。</p> <p>2) 過去1年間に、番組審議会の開催実績がある申請番組を優位と判断した。</p> <p>この結果、上記1)及び2)の双方を満たす14番組を優位と評価した。</p>	

申請番組名 審査項目	4 表現の自由の享有	5 放送番組の多様性	6 広告放送の割合
A番組	・申請者等の保有するトランスポンダ数の合計が4を超えていない。	・衛星基幹放送の既存番組ではない番組である。 ・番組編成は、衛星一般放送の既存番組と同様の編成である。 ・1か月の再放送率は23.1%である。	・1週間当たりの総放送時間における対価を得て行う広告放送(有料放送により行われるものを除く。)に係る放送時間の占める割合は、30%を超えない。
B番組	・申請者等の保有するトランスポンダ数の合計が4を超えていない。	・衛星基幹放送の既存番組ではない番組である。 ・番組編成は、衛星一般放送の既存番組と同様の編成である。 ・1か月の再放送率は21.7%である。	・1週間当たりの総放送時間における対価を得て行う広告放送(有料放送により行われるものを除く。)に係る放送時間の占める割合は、30%を超えない。
C番組	・申請者等の保有するトランスポンダ数の合計が4を超えていない。	・衛星基幹放送の既存番組ではない番組である。 ・番組編成は、衛星一般放送の既存番組と同様の編成である。 ・1か月の再放送率は89.6%である。	・1週間当たりの総放送時間における対価を得て行う広告放送(有料放送により行われるものを除く。)に係る放送時間の占める割合は、30%を超えない。
D番組	・申請者等の保有するトランスポンダ数の合計が4を超えていない。	・衛星基幹放送の既存番組ではない番組である。 ・番組編成は、衛星一般放送において放送されていた番組と同様の編成である。 ・1か月の再放送率は33.1%である。	・1週間当たりの総放送時間における対価を得て行う広告放送(有料放送により行われるものを除く。)に係る放送時間の占める割合は、30%を超えない。
E番組	・申請者等の保有するトランスポンダ数の合計が4を超えていない。	・衛星基幹放送の既存番組ではない番組である。 ・番組編成は、1週間当たりの総放送時間のうち、44.6%は衛星基幹放送の既存番組と同様の編成であり、55.4%は同様の編成の既存番組はなく、教育という新たな分野である。 ・1か月の再放送率は0.0%である。	・1週間当たりの総放送時間における対価を得て行う広告放送(有料放送により行われるものを除く。)に係る放送時間の占める割合は、30%を超えない。
F番組	・申請者等の保有するトランスポンダ数の合計が4を超えていない。	・衛星基幹放送の既存番組ではない番組である。 ・番組編成は、衛星一般放送の既存番組と同様の編成である。 ・1か月の再放送率は24.9%である。	・1週間当たりの総放送時間における対価を得て行う広告放送(有料放送により行われるものを除く。)に係る放送時間の占める割合は、30%を超えない。
G番組	・申請者等の保有するトランスポンダ数の合計が4を超えていない。	・衛星基幹放送の既存番組ではない番組である。 ・番組編成は、衛星一般放送の既存番組と同様の編成である。 ・1か月の再放送率は13.5%である。	・1週間当たりの総放送時間における対価を得て行う広告放送(有料放送により行われるものを除く。)に係る放送時間の占める割合は、30%を超えない。
H番組	・申請者等の保有するトランスポンダ数の合計が4を超えていない。	・衛星基幹放送の既存番組ではない番組である。 ・番組編成は、衛星一般放送の既存番組と同様の編成である。 ・1か月の再放送率は40.5%である。	・1週間当たりの総放送時間における対価を得て行う広告放送(有料放送により行われるものを除く。)に係る放送時間の占める割合は、30%を超えない。
I番組	・申請者等の保有するトランスポンダ数の合計が4を超えていない。	・衛星基幹放送の既存番組ではない番組である ・番組編成は、衛星一般放送の既存番組と同様の編成である。 ・1か月の再放送率は27.8%である。	・1週間当たりの総放送時間における対価を得て行う広告放送(有料放送により行われるものを除く。)に係る放送時間の占める割合は、30%を超えない。
J番組	・申請者等の保有するトランスポンダ数の合計が4を超えていない。	・衛星基幹放送の既存番組ではない番組である。 ・番組編成は、1週間当たりの総放送時間のうち、44.6%は衛星一般放送の既存番組と同様の編成であり、55.4%は同様の編成の既存番組はなく、教育という新たな分野である。 ・1か月の再放送率は23.8%である。	・1週間当たりの総放送時間における対価を得て行う広告放送(有料放送により行われるものを除く。)に係る放送時間の占める割合は、30%を超えない。
評価の考え方	いずれの申請番組も、表現の自由の享有基準に適合していることから、申請番組間に差は無いと評価した。	1)衛星基幹放送における新たなジャンル(教育)の申請番組を優位と判断した。 2)1か月の再放送率が低い順に2番組を優位と判断した。 この結果、優位とされる項目のより多い、上位2位まで3番組(同率のものを含む)を優位と評価した。	いずれの申請番組も、広告放送の割合が3割を超えておらず、申請番組間に差は無いと評価した。

申請番組名	審査項目	4 表現の自由の享有	5 放送番組の多様性	6 広告放送の割合
K番組		・申請者等の保有するトランスポンダ数の合計が4を超えていない。	・衛星基幹放送の既存番組ではない番組である。 ・番組編成は、衛星一般放送の既存番組と同様の編成である。 ・1か月の再放送率は29.2%である。	・1週間当たりの総放送時間における対価を得て行う広告放送(有料放送により行われるものを除く。)に係る放送時間の占める割合は、30%を超えない。
L番組		・申請者等の保有するトランスポンダ数の合計が4を超えていない。	・衛星基幹放送の既存番組ではない番組である。 ・番組編成は、衛星一般放送の既存番組と同様の編成である。 ・1か月の再放送率は33.3%である。	・1週間当たりの総放送時間における対価を得て行う広告放送(有料放送により行われるものを除く。)に係る放送時間の占める割合は、30%を超えない。
M番組		・申請者等の保有するトランスポンダ数の合計が4を超えていない。	・衛星基幹放送の既存番組ではない番組である。 ・番組編成は、衛星一般放送の既存番組と同様の編成である。 ・1か月の再放送率は57.7%である。	・1週間当たりの総放送時間における対価を得て行う広告放送(有料放送により行われるものを除く。)に係る放送時間の占める割合は、30%を超えない。
N番組		・申請者等の保有するトランスポンダ数の合計が4を超えていない。	・番組編成は、衛星基幹放送の既存番組と同様の編成であって、認定を停止条件とした当該番組の廃止届を提出していない。 ・1か月の再放送率は11.7%である。	・1週間当たりの総放送時間における対価を得て行う広告放送(有料放送により行われるものを除く。)に係る放送時間の占める割合は、30%を超えない。
O番組		・申請者等の保有するトランスポンダ数の合計が4を超えていない。	・衛星基幹放送の既存番組ではない番組である。 ・番組編成は、衛星一般放送の既存番組と同様の編成である。 ・1か月の再放送率は24.4%である。	・1週間当たりの総放送時間における対価を得て行う広告放送(有料放送により行われるものを除く。)に係る放送時間の占める割合は、30%を超えない。
P番組		・申請者等の保有するトランスポンダ数の合計が4を超えていない。	・衛星基幹放送の既存番組ではない番組である。 ・番組編成は、衛星一般放送の既存番組と同様の編成である。 ・1か月の再放送率は49.6%である。	・1週間当たりの総放送時間における対価を得て行う広告放送(有料放送により行われるものを除く。)に係る放送時間の占める割合は、30%を超えない。
Q番組		・申請者等の保有するトランスポンダ数の合計が4を超えていない。	・衛星基幹放送の既存番組ではない番組である。 ・番組編成は、1週間当たりの総放送時間のうち、20%は衛星一般放送の既存番組と同様の編成であり、80%は衛星基幹放送の既存番組と同様の編成である。 ・1か月の再放送率は33.6%である。	・1週間当たりの総放送時間における対価を得て行う広告放送(有料放送により行われるものを除く。)に係る放送時間の占める割合は、30%を超えない。
R番組		・申請者等の保有するトランスポンダ数の合計が4を超えていない。	・衛星基幹放送の既存番組ではない番組である。 ・番組編成は、衛星一般放送の既存番組と同様の編成である。 ・1か月の再放送率は25.7%である。	・1週間当たりの総放送時間における対価を得て行う広告放送(有料放送により行われるものを除く。)に係る放送時間の占める割合は、30%を超えない。
S番組		・申請者等の保有するトランスポンダ数の合計が4を超えていない。	・衛星基幹放送の既存番組ではない番組である。 ・番組編成は、1週間当たりの総放送時間のうち、29.2%は衛星一般放送の既存番組と同様の編成であり、70.8%は同様の編成の既存番組はなく、分野としてはスポーツである。 ・1か月の再放送率は22.4%である。	・1週間当たりの総放送時間における対価を得て行う広告放送(有料放送により行われるものを除く。)に係る放送時間の占める割合は、30%を超えない。
評価の考え方	いずれの申請番組も、表現の自由の享有基準に適合していることから、申請番組間に差は無いと評価した。		1)衛星基幹放送における新たなジャンル(教育)の申請番組を優位と判断した。 2)1か月の再放送率が低い順に2番組を優位と判断した。 この結果、優位とされる項目のより多い、上位2位まで3番組(同率のものを含む)を優位と評価した。	いずれの申請番組も、広告放送の割合が3割を超えておらず、申請番組間に差は無いと評価した。

申請番組名	審査項目	7 個人情報の保護	8 青少年の保護	9 字幕番組等の充実
A番組		・放送受信者等の個人情報の保護の基本方針等に利用目的制限、本人通知、苦情の処理等具体的な実施方法を定めている。 ・個人情報の漏えい等が発生した場合に、当該漏えいに係る事実関係に関する本人への通知、当該漏えい等に係る事実関係及び再発防止策の公表、並びに当該漏えい等に係る事実関係及び再発防止策の総務大臣への報告を実施することとしている。	・青少年保護措置を必要とする番組はあるが、青少年保護のために必要な措置(例:番組冒頭での事前表示)を実施する。	・1週間当たりの字幕付与可能な放送時間における字幕放送の占める割合は、99.4%である。 ・解説放送を実施する。
B番組		・放送受信者等の個人情報の保護の基本方針等に利用目的制限、本人通知、苦情の処理等具体的な実施方法を定めている。 ・個人情報の漏えい等が発生した場合に、当該漏えいに係る事実関係に関する本人への通知、当該漏えい等に係る事実関係及び再発防止策の公表、並びに当該漏えい等に係る事実関係及び再発防止策の総務大臣への報告を実施することとしている。	・青少年保護措置を必要とする番組はあるが、青少年保護のために必要な措置(例:番組冒頭での事前表示)を実施する。	・1週間当たりの字幕付与可能な放送時間における字幕放送の占める割合は、92.6%である。 ・解説放送を実施する。
C番組		・放送受信者等の個人情報の保護の基本方針等に利用目的制限、本人通知、苦情の処理等具体的な実施方法を定めている。 ・個人情報の漏えい等が発生した場合に、当該漏えいに係る事実関係に関する本人への通知、当該漏えい等に係る事実関係及び再発防止策の公表、並びに当該漏えい等に係る事実関係及び再発防止策の総務大臣への報告を実施することとしている。	・青少年保護措置を必要とする番組はあるが、青少年保護のために必要な措置(例:番組冒頭での事前表示)を実施する。	・1週間当たりの字幕付与可能な放送時間における字幕放送の占める割合は、97.6%である。 ・解説放送を実施する。
D番組		・放送受信者等の個人情報の保護の基本方針等に利用目的制限、本人通知、苦情の処理等具体的な実施方法を定めている。 ・個人情報の漏えい等が発生した場合に、当該漏えいに係る事実関係に関する本人への通知、当該漏えい等に係る事実関係及び再発防止策の公表、並びに当該漏えい等に係る事実関係及び再発防止策の総務大臣への報告を実施することとしている。	・青少年保護措置を必要とする番組はあるが、青少年保護のために必要な措置(例:番組冒頭での事前表示)を実施する。	・1週間当たりの字幕付与可能な放送時間における字幕放送の占める割合は、81.8%である。 ・解説放送を実施する。
E番組		・放送受信者等の個人情報の保護の基本方針等に利用目的制限、本人通知、苦情の処理等具体的な実施方法を定めている。 ・個人情報の漏えい等が発生した場合に、当該漏えいに係る事実関係に関する本人への通知、当該漏えい等に係る事実関係及び再発防止策の公表、並びに当該漏えい等に係る事実関係及び再発防止策の総務大臣への報告を実施することとしている。	・青少年保護措置を必要とする番組を放送しない。	・1週間当たりの字幕付与可能な放送時間における字幕放送の占める割合は、100%である。 ・解説放送を実施する。
F番組		・放送受信者等の個人情報の保護の基本方針等に利用目的制限、本人通知、苦情の処理等具体的な実施方法を定めている。 ・個人情報の漏えい等が発生した場合に、当該漏えいに係る事実関係に関する本人への通知、当該漏えい等に係る事実関係及び再発防止策の公表、並びに当該漏えい等に係る事実関係及び再発防止策の総務大臣への報告を実施することとしている。	・青少年保護措置を必要とする番組はあるが、青少年保護のために必要な措置(例:番組冒頭での事前表示)を実施する。	・1週間当たりの字幕付与可能な放送時間における字幕放送の占める割合は、82.0%である。 ・解説放送を実施する。
G番組		・放送受信者等の個人情報の保護の基本方針等に利用目的制限、本人通知、苦情の処理等具体的な実施方法を定めている。 ・個人情報の漏えい等が発生した場合に、当該漏えいに係る事実関係に関する本人への通知、当該漏えい等に係る事実関係及び再発防止策の公表、並びに当該漏えい等に係る事実関係及び再発防止策の総務大臣への報告を実施することとしている。	・青少年保護措置を必要とする番組を放送しない。	・1週間当たりの字幕付与可能な放送時間における字幕放送の占める割合は、72.4%である。 ・解説放送を実施しない。
H番組		・放送受信者等の個人情報の保護の基本方針等に利用目的制限、本人通知、苦情の処理等具体的な実施方法を定めている。 ・個人情報の漏えい等が発生した場合に、当該漏えいに係る事実関係に関する本人への通知、当該漏えい等に係る事実関係及び再発防止策の公表、並びに当該漏えい等に係る事実関係及び再発防止策の総務大臣への報告を実施することとしている。	・青少年保護措置を必要とする番組はあるが、青少年保護のために必要な措置(例:番組冒頭での事前表示)を実施する。	・1週間当たりの字幕付与可能な放送時間における字幕放送の占める割合は、81.9%である。 ・解説放送を実施しない。
I番組		・放送受信者等の個人情報の保護の基本方針等に利用目的制限、本人通知、苦情の処理等具体的な実施方法を定めている。 ・個人情報の漏えい等が発生した場合に、当該漏えいに係る事実関係に関する本人への通知、当該漏えい等に係る事実関係及び再発防止策の公表、並びに当該漏えい等に係る事実関係及び再発防止策の総務大臣への報告を実施することとしている。	・青少年保護措置を必要とする番組を放送しない。	・1週間当たりの字幕付与可能な放送時間における字幕放送の占める割合は、90.2%である。 ・解説放送を実施する。
J番組		・放送受信者等の個人情報の保護の基本方針等に利用目的制限、本人通知、苦情の処理等具体的な実施方法を定めている。 ・個人情報の漏えい等が発生した場合に、当該漏えいに係る事実関係に関する本人への通知、当該漏えい等に係る事実関係及び再発防止策の公表、並びに当該漏えい等に係る事実関係及び再発防止策の総務大臣への報告を実施することとしている。	・青少年保護措置を必要とする番組を放送しない。	・1週間当たりの字幕付与可能な放送時間における字幕放送の占める割合は、100%である。 ・解説放送を実施する。
評価の考え方		いずれの申請番組も、個人情報の漏洩等が発生した場合に、個人情報保護法の努力義務規定及び「放送受信者等の個人情報保護に関する指針」が定めている対応をすべて行うことを明らかにしており、申請番組間に差は無いと評価した。	いずれの申請番組も、青少年保護措置を必要とする番組を放送しないか、又は、放送する場合には青少年保護のために必要な措置(例:番組冒頭での事前表示)を講じているか、いずれかであり、申請番組間に差は無いと評価した。	解説放送を実施する申請番組の中から、字幕付与率の高い順に、上位2位まで3番組(同率のものを含む)を優位と評価した。

申請番組名	審査項目	7 個人情報の保護	8 青少年の保護	9 字幕番組等の充実
K番組		<ul style="list-style-type: none"> 放送受信者等の個人情報の保護の基本方針等に利用目的制限、本人通知、苦情の処理等具体的な実施方法を定めている。 個人情報の漏えい等が発生した場合に、当該漏えいに係る事実関係に関する本人への通知、当該漏えい等に係る事実関係及び再発防止策の公表、並びに当該漏えい等に係る事実関係及び再発防止策の総務大臣への報告を実施することとしている。 	<ul style="list-style-type: none"> 青少年保護措置を必要とする番組はあるが、青少年保護のために必要な措置(例:番組冒頭での事前表示)を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 1週間当たりの字幕付与可能な放送時間における字幕放送の占める割合は、98.0%である。 解説放送を実施する。
L番組		<ul style="list-style-type: none"> 放送受信者等の個人情報の保護の基本方針等に利用目的制限、本人通知、苦情の処理等具体的な実施方法を定めている。 個人情報の漏えい等が発生した場合に、当該漏えいに係る事実関係に関する本人への通知、当該漏えい等に係る事実関係及び再発防止策の公表、並びに当該漏えい等に係る事実関係及び再発防止策の総務大臣への報告を実施することとしている。 	<ul style="list-style-type: none"> 青少年保護措置を必要とする番組はあるが、青少年保護のために必要な措置(例:番組冒頭での事前表示)を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 1週間当たりの字幕付与可能な放送時間における字幕放送の占める割合は、92.3%である。 解説放送を実施する。
M番組		<ul style="list-style-type: none"> 放送受信者等の個人情報の保護の基本方針等に利用目的制限、本人通知、苦情の処理等具体的な実施方法を定めている。 個人情報の漏えい等が発生した場合に、当該漏えいに係る事実関係に関する本人への通知、当該漏えい等に係る事実関係及び再発防止策の公表、並びに当該漏えい等に係る事実関係及び再発防止策の総務大臣への報告を実施することとしている。 	<ul style="list-style-type: none"> 青少年保護措置を必要とする番組を放送しない。 	<ul style="list-style-type: none"> 1週間当たりの字幕付与可能な放送時間における字幕放送の占める割合は、95.8%である。 解説放送を実施しない。
N番組		<ul style="list-style-type: none"> 放送受信者等の個人情報の保護の基本方針等に利用目的制限、本人通知、苦情の処理等具体的な実施方法を定めている。 個人情報の漏えい等が発生した場合に、当該漏えいに係る事実関係に関する本人への通知、当該漏えい等に係る事実関係及び再発防止策の公表、並びに当該漏えい等に係る事実関係及び再発防止策の総務大臣への報告を実施することとしている。 	<ul style="list-style-type: none"> 青少年保護措置を必要とする番組を放送しない。 	<ul style="list-style-type: none"> 1週間当たりの字幕付与可能な放送時間における字幕放送の占める割合は、94.9%である。 解説放送を実施する。
O番組		<ul style="list-style-type: none"> 放送受信者等の個人情報の保護の基本方針等に利用目的制限、本人通知、苦情の処理等具体的な実施方法を定めている。 個人情報の漏えい等が発生した場合に、当該漏えいに係る事実関係に関する本人への通知、当該漏えい等に係る事実関係及び再発防止策の公表、並びに当該漏えい等に係る事実関係及び再発防止策の総務大臣への報告を実施することとしている。 	<ul style="list-style-type: none"> 青少年保護措置を必要とする番組を放送しない。 	<ul style="list-style-type: none"> 1週間当たりの字幕付与可能な放送時間における字幕放送の占める割合は、90.1%である。 解説放送を実施する。
P番組		<ul style="list-style-type: none"> 放送受信者等の個人情報の保護の基本方針等に利用目的制限、本人通知、苦情の処理等具体的な実施方法を定めている。 個人情報の漏えい等が発生した場合に、当該漏えいに係る事実関係に関する本人への通知、当該漏えい等に係る事実関係及び再発防止策の公表、並びに当該漏えい等に係る事実関係及び再発防止策の総務大臣への報告を実施することとしている。 	<ul style="list-style-type: none"> 青少年保護措置を必要とする番組はあるが、青少年保護のために必要な措置(例:番組冒頭での事前表示)を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 1週間当たりの字幕付与可能な放送時間における字幕放送の占める割合は、98.4%である。 解説放送を実施しない。
Q番組		<ul style="list-style-type: none"> 放送受信者等の個人情報の保護の基本方針等に利用目的制限、本人通知、苦情の処理等具体的な実施方法を定めている。 個人情報の漏えい等が発生した場合に、当該漏えいに係る事実関係に関する本人への通知、当該漏えい等に係る事実関係及び再発防止策の公表、並びに当該漏えい等に係る事実関係及び再発防止策の総務大臣への報告を実施することとしている。 	<ul style="list-style-type: none"> 青少年保護措置を必要とする番組を放送しない。 	<ul style="list-style-type: none"> 1週間当たりの字幕付与可能な放送時間における字幕放送の占める割合は、99.8%である。 解説放送を実施する。
R番組		<ul style="list-style-type: none"> 放送受信者等の個人情報の保護の基本方針等に利用目的制限、本人通知、苦情の処理等具体的な実施方法を定めている。 個人情報の漏えい等が発生した場合に、当該漏えいに係る事実関係に関する本人への通知、当該漏えい等に係る事実関係及び再発防止策の公表、並びに当該漏えい等に係る事実関係及び再発防止策の総務大臣への報告を実施することとしている。 	<ul style="list-style-type: none"> 青少年保護措置を必要とする番組はあるが、青少年保護のために必要な措置(例:番組冒頭での事前表示)を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 1週間当たりの字幕付与可能な放送時間における字幕放送の占める割合は、92.9%である。 解説放送を実施する。
S番組		<ul style="list-style-type: none"> 放送受信者等の個人情報の保護の基本方針等に利用目的制限、本人通知、苦情の処理等具体的な実施方法を定めている。 個人情報の漏えい等が発生した場合に、当該漏えいに係る事実関係に関する本人への通知、当該漏えい等に係る事実関係及び再発防止策の公表、並びに当該漏えい等に係る事実関係及び再発防止策の総務大臣への報告を実施することとしている。 	<ul style="list-style-type: none"> 青少年保護措置を必要とする番組を放送しない。 	<ul style="list-style-type: none"> 1週間当たりの字幕付与可能な放送時間における字幕放送の占める割合は、100%である。 解説放送を実施する。
評価の考え方		いずれの申請番組も、個人情報の漏洩等が発生した場合に、個人情報保護法の努力義務規定及び「放送受信者等の個人情報保護に関する指針」が定めている対応をすべて行うことを明らかにしており、申請番組間に差は無いと評価した。	いずれの申請番組も、青少年保護措置を必要とする番組を放送しないか、又は、放送する場合には青少年保護のために必要な措置(例:番組冒頭での事前表示)を講じているか、いずれかであり、申請番組間に差は無いと評価した。	解説放送を実施する申請番組の中から、字幕付与率の高い順に、上位2位まで3番組(同率のものを含む)を優位と評価した。

申請番組名	審査項目	10 放送番組の高画質性	11 災害に関する放送の実施	12 設備の維持
A番組		・放送法関係審査基準別紙3「4」(4)により、高精細度テレビジョン放送に係る放送時間の占める割合が5割である高精細度テレビジョン放送を行う衛星基幹放送の業務に係る申請とみなされる。	・暴風、豪雨、洪水、地震、津波について、各地域ごとの具体的な災害情報を提供する。 ・緊急地震速報を実施する。	・番組送出業務及び圧縮符号化処理業務について、他者へ業務を委託する。 ・委託先との間において、番組送出業務及び圧縮符号化処理業務に関する業務委託の契約等を行っている。 ・委託先との間において、委託先の実態把握及び委託先との情報共有のための計画がある。
B番組		・放送法関係審査基準別紙3「4」(4)により、高精細度テレビジョン放送に係る放送時間の占める割合が5割である高精細度テレビジョン放送を行う衛星基幹放送の業務に係る申請とみなされる。	・暴風、豪雨、洪水、地震、津波について、各地域ごとの具体的な災害情報を提供する。 ・緊急地震速報を実施する。	・番組送出業務及び圧縮符号化処理業務について、他者へ業務を委託する。 ・委託先との間において、番組送出業務及び圧縮符号化処理業務に関する業務委託の契約等を行っている。 ・委託先との間において、委託先の実態把握及び委託先との情報共有のための計画がある。
C番組		・放送法関係審査基準別紙3「4」(4)により、高精細度テレビジョン放送に係る放送時間の占める割合が5割である高精細度テレビジョン放送を行う衛星基幹放送の業務に係る申請とみなされる。	・地震及び津波について、各地域ごとの具体的な災害情報を提供する。	・番組送出業務及び圧縮符号化処理業務等について、他者へ業務を委託する。 ・委託先との間において、番組送出業務及び圧縮符号化処理業務に関する業務委託の契約等を行っている。 ・委託先との間において、委託先の実態把握及び委託先との情報共有のための計画がある。
D番組		・放送法関係審査基準別紙3「4」(4)により、高精細度テレビジョン放送に係る放送時間の占める割合が5割である高精細度テレビジョン放送を行う衛星基幹放送の業務に係る申請とみなされる。	・暴風、豪雨、洪水、地震、津波について、各地域ごとの具体的な災害情報を提供する。 ・緊急地震速報を実施する。	・番組送出業務及び圧縮符号化処理業務について、他者へ業務を委託する。 ・委託先との間において、番組送出業務及び圧縮符号化処理業務に関する業務委託の契約等を行っている。 ・委託先との間において、委託先の実態把握及び委託先との情報共有のための計画がある。
E番組		・放送法関係審査基準別紙3「4」(4)により、高精細度テレビジョン放送に係る放送時間の占める割合が5割である高精細度テレビジョン放送を行う衛星基幹放送の業務に係る申請とみなされる。	・暴風、豪雨、洪水、地震、津波について、各地域ごとの具体的な災害情報を提供する。 ・緊急地震速報を実施する。	・番組送出業務及び圧縮符号化処理業務について、他者へ業務を委託する。 ・委託先との間において、番組送出業務及び圧縮符号化処理業務に関する業務委託の契約等を行っている。 ・委託先との間において、委託先の実態把握及び委託先との情報共有のための計画がある。
F番組		・放送法関係審査基準別紙3「4」(4)により、高精細度テレビジョン放送に係る放送時間の占める割合が5割である高精細度テレビジョン放送を行う衛星基幹放送の業務に係る申請とみなされる。	・暴風、豪雨、洪水、地震、津波について、各地域ごとの具体的な災害情報を提供する。 ・緊急地震速報を実施する。	・番組送出業務及び圧縮符号化処理業務について、他者へ業務を委託する。 ・委託先との間において、番組送出業務及び圧縮符号化処理業務に関する業務委託の契約等を行っている。 ・委託先との間において、委託先の実態把握及び委託先との情報共有のための計画がある。
G番組		・放送法関係審査基準別紙3「4」(4)により、高精細度テレビジョン放送に係る放送時間の占める割合が5割である高精細度テレビジョン放送を行う衛星基幹放送の業務に係る申請とみなされる。	・地震、津波の発生に関する表示を行う。	・番組送出業務及び圧縮符号化処理業務について、他者へ業務を委託する。 ・委託先との間において、番組送出業務及び圧縮符号化処理業務に関する業務委託の契約等を行っている。 ・委託先との間において、委託先の実態把握及び委託先との情報共有のための計画がある。
H番組		・放送法関係審査基準別紙3「4」(4)により、高精細度テレビジョン放送に係る放送時間の占める割合が5割である高精細度テレビジョン放送を行う衛星基幹放送の業務に係る申請とみなされる。	・暴風、豪雨、洪水、地震、津波について、各地域ごとの具体的な災害情報を提供する。 ・緊急地震速報を実施する。	・番組送出業務及び圧縮符号化処理業務について、他者へ業務を委託する。 ・委託先との間において、番組送出業務及び圧縮符号化処理業務に関する業務委託の契約等を行っている。 ・委託先との間において、委託先の実態把握及び委託先との情報共有のための計画がある。
I番組		・放送法関係審査基準別紙3「4」(4)により、高精細度テレビジョン放送に係る放送時間の占める割合が5割である高精細度テレビジョン放送を行う衛星基幹放送の業務に係る申請とみなされる。	・暴風、豪雨、洪水、地震、津波について、各地域ごとの具体的な災害情報を提供する。 ・緊急地震速報を実施する。	・番組送出業務及び圧縮符号化処理業務について、他者へ業務を委託する。 ・委託先との間において、番組送出業務及び圧縮符号化処理業務に関する業務委託の契約等を行っている。 ・委託先との間において、委託先の実態把握及び委託先との情報共有のための計画がある。
J番組		・放送法関係審査基準別紙3「4」(4)により、高精細度テレビジョン放送に係る放送時間の占める割合が5割である高精細度テレビジョン放送を行う衛星基幹放送の業務に係る申請とみなされる。	・暴風、豪雨、洪水、地震、津波について、各地域ごとの具体的な災害情報を提供する。 ・緊急地震速報を実施する。	・番組送出業務及び圧縮符号化処理業務について、他者へ業務を委託する。 ・委託先との間において、番組送出業務及び圧縮符号化処理業務に関する業務委託の契約等を行っている。 ・委託先との間において、委託先の実態把握及び委託先との情報共有のための計画がある。
評価の考え方	放送法関係審査基準別紙3「4」(4)により、いずれの申請番組もピュアハイビジョン率が5割であるとみなされるため、申請番組間に差はないと評価した。	1) 我が国の主な自然災害である「暴風、豪雨、洪水、地震、津波」について、具体的な災害情報を提供する体制を備えている申請番組を優位と判断した。 2) 緊急地震速報を実施する体制を備えている申請番組を優位と判断した。 この結果、上記1)及び2)の双方を満たす17番組を優位と評価した。		1) 自社設備の場合 自社の番組送出業務等に係る保守体制・管理体制・障害時の対応体制に係る社内マニュアルが策定されており、申請番組間に差はないと判断した。 2) 他社委託の場合 ・いずれの申請番組も、委託先との間で業務委託契約締結の計画があり、その旨証拠書類も添付されており、申請番組間に差はないと判断した。 ・いずれの申請番組も、委託先について、保守体制・管理体制・障害時の対応体制の実態把握及び情報共有の計画を有しており、申請番組間に差はないと判断した。 この結果、申請番組間に差はないと評価した。

申請番組名	審査項目	10 放送番組の高画質性	11 災害に関する放送の実施	12 設備の維持
K番組		・放送法関係審査基準別紙3「4」(4)により、高精細度テレビジョン放送に係る放送時間の占める割合が5割である高精細度テレビジョン放送を行う衛星基幹放送の業務に係る申請とみなされる。	・暴風、豪雨、洪水、地震、津波について、各地域ごとの具体的な災害情報を提供する。 ・緊急地震速報を実施する。	・番組送出業務及び圧縮符号化処理業務について、他者へ業務を委託する。 ・委託先との間において、番組送出業務及び圧縮符号化処理業務に関する業務委託の契約等を行っている。 ・委託先との間において、委託先の実態把握及び委託先との情報共有のための計画がある。
L番組		・放送法関係審査基準別紙3「4」(4)により、高精細度テレビジョン放送に係る放送時間の占める割合が5割である高精細度テレビジョン放送を行う衛星基幹放送の業務に係る申請とみなされる。	・暴風、豪雨、洪水、地震、津波について、各地域ごとの具体的な災害情報を提供する。 ・緊急地震速報を実施する。	・番組送出業務及び圧縮符号化処理業務について、他者へ業務を委託する。 ・委託先との間において、番組送出業務及び圧縮符号化処理業務に関する業務委託の契約等を行っている。 ・委託先との間において、委託先の実態把握及び委託先との情報共有のための計画がある。
M番組		・放送法関係審査基準別紙3「4」(4)により、高精細度テレビジョン放送に係る放送時間の占める割合が5割である高精細度テレビジョン放送を行う衛星基幹放送の業務に係る申請とみなされる。	・暴風、豪雨、洪水、地震、津波について、各地域ごとの具体的な災害情報を提供する。 ・緊急地震速報を実施する。	・番組送出業務及び圧縮符号化処理業務について、他者へ業務を委託する。 ・委託先との間において、番組送出業務及び圧縮符号化処理業務に関する業務委託の契約等を行っている。 ・委託先との間において、委託先の実態把握及び委託先との情報共有のための計画がある。
N番組		・放送法関係審査基準別紙3「4」(4)により、高精細度テレビジョン放送に係る放送時間の占める割合が5割である高精細度テレビジョン放送を行う衛星基幹放送の業務に係る申請とみなされる。	・暴風、豪雨、洪水、地震、津波について、各地域ごとの具体的な災害情報を提供する。 ・緊急地震速報を実施する。	・番組送出業務及び圧縮符号化処理業務について、他者へ業務を委託する。 ・委託先との間において、番組送出業務及び圧縮符号化処理業務に関する業務委託の契約等を行っている。 ・委託先との間において、委託先の実態把握及び委託先との情報共有のための計画がある。
O番組		・放送法関係審査基準別紙3「4」(4)により、高精細度テレビジョン放送に係る放送時間の占める割合が5割である高精細度テレビジョン放送を行う衛星基幹放送の業務に係る申請とみなされる。	・暴風、豪雨、洪水、地震、津波について、各地域ごとの具体的な災害情報を提供する。 ・緊急地震速報を実施する。	・番組送出業務及び圧縮符号化処理業務について、他者へ業務を委託する。 ・委託先との間において、番組送出業務及び圧縮符号化処理業務に関する業務委託の契約等を行っている。 ・委託先との間において、委託先の実態把握及び委託先との情報共有のための計画がある。
P番組		・放送法関係審査基準別紙3「4」(4)により、高精細度テレビジョン放送に係る放送時間の占める割合が5割である高精細度テレビジョン放送を行う衛星基幹放送の業務に係る申請とみなされる。	・暴風、豪雨、洪水、地震、津波について、各地域ごとの具体的な災害情報を提供する。 ・緊急地震速報を実施する。	・番組送出業務及び圧縮符号化処理業務について、他者へ業務を委託する。 ・委託先との間において、番組送出業務及び圧縮符号化処理業務に関する業務委託の契約等を行っている。 ・委託先との間において、委託先の実態把握及び委託先との情報共有のための計画がある。
Q番組		・放送法関係審査基準別紙3「4」(4)により、高精細度テレビジョン放送に係る放送時間の占める割合が5割である高精細度テレビジョン放送を行う衛星基幹放送の業務に係る申請とみなされる。	・暴風、豪雨、洪水、地震、津波について、各地域ごとの具体的な災害情報を提供する。 ・緊急地震速報を実施する。	・番組送出業務及び圧縮符号化処理業務について、他者へ業務を委託する。 ・委託先との間において、番組送出業務及び圧縮符号化処理業務に関する業務委託の契約等を行っている。 ・委託先との間において、委託先の実態把握及び委託先との情報共有のための計画がある。
R番組		・放送法関係審査基準別紙3「4」(4)により、高精細度テレビジョン放送に係る放送時間の占める割合が5割である高精細度テレビジョン放送を行う衛星基幹放送の業務に係る申請とみなされる。	・暴風、豪雨、洪水、地震、津波について、各地域ごとの具体的な災害情報を提供する。 ・緊急地震速報を実施する。	・番組送出業務及び圧縮符号化処理業務について、他者へ業務を委託する。 ・委託先との間において、番組送出業務及び圧縮符号化処理業務に関する業務委託の契約等を行っている。 ・委託先との間において、委託先の実態把握及び委託先との情報共有のための計画がある。
S番組		・放送法関係審査基準別紙3「4」(4)により、高精細度テレビジョン放送に係る放送時間の占める割合が5割である高精細度テレビジョン放送を行う衛星基幹放送の業務に係る申請とみなされる。	・暴風、豪雨、洪水、地震、津波について、各地域ごとの具体的な災害情報を提供する。 ・緊急地震速報を実施する。	・主たる番組送出業務は、自社設備により行う。 ・自社の番組送出業務に係る保守体制・管理体制・障害時の対応体制に係る社内マニュアルを整備するとともに、定期的に社内研修を実施する。 ・圧縮符号化処理業務等について、他者へ業務を委託する。 ・委託先との間において、圧縮符号化処理業務等に関する業務委託の契約等を行っている。 ・委託先との間において、委託先の実態把握及び委託先との情報共有のための計画がある。
評価の考え方	放送法関係審査基準別紙3「4」(4)により、いずれの申請番組もピュアハイビジョン率が5割であるとみなされるため、申請番組間に差はないと評価した。	1) 我が国の主な自然災害である「暴風、豪雨、洪水、地震、津波」について、具体的な災害情報を提供する体制を備えている申請番組を優位と判断した。 2) 緊急地震速報を実施する体制を備えている申請番組を優位と判断した。 この結果、上記1)及び2)の双方を満たす17番組を優位と評価した。		1) 自社設備の場合 自社の番組送出業務等に係る保守体制・管理体制・障害時の対応体制に係る社内マニュアルが策定されており、申請番組間に差はないと判断した。 2) 他社委託の場合 ・いずれの申請番組も、委託先との間で業務委託契約締結の計画があり、その旨証拠書類も添付されており、申請番組間に差は無いと判断した。 ・いずれの申請番組も、委託先について、保守体制・管理体制・障害時の対応体制の実態把握及び情報共有の計画を有しており、申請番組間に差はないと判断した。 この結果、申請番組間に差はないと評価した。

申請番組名	審査項目	13 提供条件の説明及び苦情等の処理	14 放送番組の視聴需要
A番組		<ul style="list-style-type: none"> 提供条件の説明及び苦情等の処理について、主として他者へ業務を委託する。 主たる委託先との間において、提供条件の説明及び苦情等の処理に関する業務委託の契約等を行っている。 主たる委託先との間において、委託先の業務実態を把握する計画がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 番組編成が申請番組と同様の編成である衛星一般放送の既存番組について、衛星放送における平成21年度と平成22年度の視聴料収入とされる額の合計の順位は、19番組中7位である。
B番組		<ul style="list-style-type: none"> 提供条件の説明及び苦情等の処理について、主として他者へ業務を委託する。 主たる委託先との間において、提供条件の説明及び苦情等の処理に関する業務委託の契約等を行っている。 主たる委託先との間において、委託先の業務実態を把握する計画がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 番組編成が申請番組と同様の編成である衛星一般放送の既存番組について、衛星放送における平成21年度と平成22年度の視聴料収入とされる額の合計の順位は、19番組中17位である。
C番組		<ul style="list-style-type: none"> 提供条件の説明及び苦情等の処理について、主として他者へ業務を委託する。 主たる委託先との間において、提供条件の説明及び苦情等の処理に関する業務委託の契約等を行っている。 主たる委託先との間において、委託先の業務実態を把握する計画がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 番組編成が申請番組と同様の編成である衛星一般放送の既存番組について、衛星放送における平成21年度と平成22年度の視聴料収入とされる額の合計の順位は、19番組中2位である。
D番組		<ul style="list-style-type: none"> 提供条件の説明及び苦情等の処理について、主として他者へ業務を委託する。 主たる委託先との間において、提供条件の説明及び苦情等の処理に関する業務委託の契約等を行っている。 主たる委託先との間において、委託先の業務実態を把握する計画がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 番組編成が申請番組と同様の編成である衛星一般放送において放送されていた番組について、衛星放送における平成21年度と平成22年度の視聴料収入とされる額の合計の順位は、19番組中15位である。
E番組		<ul style="list-style-type: none"> 提供条件の説明及び苦情等の処理について、主として他者へ業務を委託する。 主たる委託先との間において、提供条件の説明及び苦情等の処理に関する業務委託の契約等を行っている。 主たる委託先との間において、委託先の業務実態を把握する計画がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 番組編成の一部が申請番組と同様の編成である衛星基幹放送の既存番組について、衛星放送における平成21年度と平成22年度の当該申請番組に係る視聴料収入とされる額の合計の順位は、19番組中10位である。
F番組		<ul style="list-style-type: none"> 提供条件の説明及び苦情等の処理について、主として他者へ業務を委託する。 主たる委託先との間において、提供条件の説明及び苦情等の処理に関する業務委託の契約等を行っている。 主たる委託先との間において、委託先の業務実態を把握する計画がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 番組編成が申請番組と同様の編成である衛星一般放送の既存番組について、衛星放送における平成21年度と平成22年度の視聴料収入とされる額の合計の順位は、19番組中5位である。
G番組		<ul style="list-style-type: none"> 提供条件の説明及び苦情等の処理について、主として他者へ業務を委託する。 主たる委託先との間において、提供条件の説明及び苦情等の処理に関する業務委託の契約等を行っている。 主たる委託先との間において、委託先の業務実態を把握する計画がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 番組編成が申請番組と同様の編成である衛星一般放送の既存番組について、衛星放送における平成21年度と平成22年度の視聴料収入とされる額の合計の順位は、19番組中14位である。
H番組		<ul style="list-style-type: none"> 提供条件の説明及び苦情等の処理について、主として他者へ業務を委託する。 主たる委託先との間において、提供条件の説明及び苦情等の処理に関する業務委託の契約等を行っている。 主たる委託先との間において、委託先の業務実態を把握する計画がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 番組編成が申請番組と同様の編成である衛星一般放送の既存番組について、衛星放送における平成21年度と平成22年度の視聴料収入とされる額の合計の順位は、19番組中16位である。
I番組		<ul style="list-style-type: none"> 提供条件の説明及び苦情等の処理について、主として他者へ業務を委託する。 主たる委託先との間において、提供条件の説明及び苦情等の処理に関する業務委託の契約等を行っている。 主たる委託先との間において、委託先の業務実態を把握する計画がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 番組編成が申請番組と同様の編成である衛星一般放送の既存番組について、衛星放送における平成21年度と平成22年度の視聴料収入とされる額の合計の順位は、19番組中3位である。
J番組		<ul style="list-style-type: none"> 提供条件の説明及び苦情等の処理について、主として他者へ業務を委託する。 主たる委託先との間において、提供条件の説明及び苦情等の処理に関する業務委託の契約等を行っている。 主たる委託先との間において、委託先の業務実態を把握する計画がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 番組編成の一部が申請番組と同様の編成である衛星一般放送の既存番組について、衛星放送における平成21年度と平成22年度の当該申請番組に係る視聴料収入とされる額の合計の順位は、19番組中19位である。
評価の考え方	<p>1)いずれの申請番組も、委託先との間で業務委託契約締結の計画があり、その旨証拠書類も添付されており、申請番組間に差は無いと判断した。</p> <p>2)いずれの申請番組も、委託先の業務実態を把握する計画を有しており、申請番組間に差はないと判断した。</p> <p>この結果、申請番組間に差はないと評価した。</p>	<p>過去二年間(平成21年度、平成22年度)における東経110度CS放送と東経124/128度CS放送の視聴料収入とされる額の合計の上位2番組を優位と評価した。</p>	

申請番組名	審査項目	13 提供条件の説明及び苦情等の処理	14 放送番組の視聴需要
K番組		<ul style="list-style-type: none"> 提供条件の説明及び苦情等の処理について、主として他者へ業務を委託する。 主たる委託先との間において、提供条件の説明及び苦情等の処理に関する業務委託の契約等を行っている。 主たる委託先との間において、委託先の業務実態を把握する計画がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 番組編成が申請番組と同様の編成である衛星一般放送の既存番組について、衛星放送における平成21年度と平成22年度の視聴料収入とされる額の合計の順位は、19番組中9位である。
L番組		<ul style="list-style-type: none"> 提供条件の説明及び苦情等の処理について、主として他者へ業務を委託する。 主たる委託先との間において、提供条件の説明及び苦情等の処理に関する業務委託の契約等を行っている。 主たる委託先との間において、委託先の業務実態を把握する計画がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 番組編成が申請番組と同様の編成である衛星一般放送の既存番組について、衛星放送における平成21年度と平成22年度の視聴料収入とされる額の合計の順位は、19番組中8位である。
M番組		<ul style="list-style-type: none"> 提供条件の説明及び苦情等の処理について、主として他者へ業務を委託する。 主たる委託先との間において、提供条件の説明及び苦情等の処理に関する業務委託の契約等を行っている。 主たる委託先との間において、委託先の業務実態を把握する計画がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 番組編成が申請番組と同様の編成である衛星一般放送の既存番組について、衛星放送における平成21年度と平成22年度の視聴料収入とされる額の合計の順位は、19番組中1位である。
N番組		<ul style="list-style-type: none"> 提供条件の説明及び苦情等の処理について、主として他者へ業務を委託する。 主たる委託先との間において、提供条件の説明及び苦情等の処理に関する業務委託の契約等を行っている。 主たる委託先との間において、委託先の業務実態を把握する計画がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 番組編成が申請番組と同様の編成である衛星基幹放送の既存番組について、衛星放送における平成21年度と平成22年度の視聴料収入とされる額の合計の順位は、19番組中4位である。
O番組		<ul style="list-style-type: none"> 提供条件の説明及び苦情等の処理について、主として他者へ業務を委託する。 主たる委託先との間において、提供条件の説明及び苦情等の処理に関する業務委託の契約等を行っている。 主たる委託先との間において、委託先の業務実態を把握する計画がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 番組編成が申請番組と同様の編成である衛星一般放送の既存番組について、衛星放送における平成21年度と平成22年度の視聴料収入とされる額の合計の順位は、19番組中12位である。
P番組		<ul style="list-style-type: none"> 提供条件の説明及び苦情等の処理について、主として他者へ業務を委託する。 主たる委託先との間において、提供条件の説明及び苦情等の処理に関する業務委託の契約等を行っている。 主たる委託先との間において、委託先の業務実態を把握する計画がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 番組編成が申請番組と同様の編成である衛星一般放送の既存番組について、衛星放送における平成21年度と平成22年度の視聴料収入とされる額の合計の順位は、19番組中11位である。
Q番組		<ul style="list-style-type: none"> 提供条件の説明及び苦情等の処理について、主として他者へ業務を委託する。 主たる委託先との間において、提供条件の説明及び苦情等の処理に関する業務委託の契約等を行っている。 主たる委託先との間において、委託先の業務実態を把握する計画がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 番組編成の一部が申請番組と同様の編成である衛星一般放送の既存番組及び番組編成の一部が申請番組と同様の編成である衛星基幹放送の既存番組について、衛星放送における平成21年度と平成22年度の当該申請番組に係る視聴料収入とされる額の合計の順位は、19番組中6位である。
R番組		<ul style="list-style-type: none"> 提供条件の説明及び苦情等の処理について、主として他者へ業務を委託する。 主たる委託先との間において、提供条件の説明及び苦情等の処理に関する業務委託の契約等を行っている。 主たる委託先との間において、委託先の業務実態を把握する計画がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 番組編成が申請番組と同様の編成である衛星一般放送の既存番組について、衛星放送における平成21年度と平成22年度の視聴料収入とされる額の合計の順位は、19番組中18位である。
S番組		<ul style="list-style-type: none"> 提供条件の説明及び苦情等の処理について、主として他者へ業務を委託する。 主たる委託先との間において、提供条件の説明及び苦情等の処理に関する業務委託の契約等を行っている。 主たる委託先との間において、委託先の業務実態を把握する計画がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 番組編成の一部が申請番組と同様の編成である衛星一般放送の既存番組について、衛星放送における平成21年度と平成22年度の当該申請番組に係る視聴料収入とされる額の合計の順位は、19番組中13位である。
評価の考え方		<p>1) いずれの申請番組も、委託先との間で業務委託契約締結の計画があり、その旨証拠書類も添付されており、申請番組間に差は無いと判断した。</p> <p>2) いずれの申請番組も、委託先の業務実態を把握する計画を有しており、申請番組間に差はないと判断した。</p> <p>この結果、申請番組間に差はないと評価した。</p>	<p>過去二年間(平成21年度、平成22年度)における東経110度CS放送と東経124/128度CS放送の視聴料収入とされる額の合計の上位2番組を優位と評価した。</p>